

定例会の会期のあり方、臨時会のあり方について（整理資料）

1 緊急の議案（補正予算等）に係る対応方法

- その都度、臨時会を招集し議決する。
- 知事による専決処分を行う。
- 会期を見直し（通年議会の導入等）、定例会において議決する。

2 臨時会の招集について

(1) 現下のコロナ禍における京都府の対応

執行部と連携し、臨時会を機動的に招集することで対応しており、令和3年度第3号補正以降は専決処分を行っていない。

(2) 知事が臨時会を招集しなかった場合の地方自治法の規定

① 招集の請求

- ・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、議員の定数の4分の1以上の者は、知事に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。（地方自治法第101条第2項、第3項）
- ・ 上記請求があったときは、知事は請求日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。（同第4項）
 - ※ ただし、招集の請求は提案権が議会側にあるものについてのみ認められるので、補正予算案について臨時会の招集を請求することはできない。

- ##### ② 上記請求日から20日以内に知事が臨時会を招集しない場合は、議長が臨時会を招集することができる。（同第5項）

3 専決処分について

(1) 地方自治法第179条による専決処分（主なもの）

以下のときは、普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 議会が成立しない（※）とき

※ 辞職、死亡等で在任議員の総数が定数の半数未満になった場合

- 普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき

※ 緊急の場合における一般的な専決理由

- 議会において議決すべき事件を議決しないとき

(2) 地方自治法第 180 条による専決処分

議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

※ 京都府においては、

- ・ 府営住宅の明渡し請求に応じない者に対する訴えの提起等
- ・ 500 万円以下の自動車事故等による損害賠償の額を定めること等
- ・ 500 万円以下の支払督促の督促異議に係る訴えの提起等

4 通年議会について

(1) 通年議会とは

年間の定例会を 1 回とし、会期をおおむね 1 年間とする運営方法。

常時招集された状態となるため、「議会を招集する時間的余裕がないこと」を理由とした専決処分ができなくなる。

(2) 導入県議会

栃木県（平成 24 年度導入）、三重県（平成 24 年度導入）、滋賀県（平成 26 年度導入）

なお、通年議会は、条例で特定の日から翌年のその日の前日までを会期と定める方法（栃木県）と、条例では定例会を年 1 回とだけ定めて、毎年招集日に議決により会期をおよそ 1 年間に定める方法（三重県、滋賀県）がある。

【参考】

- ・ 京都市：平成 26 年度導入
- ・ 長崎県：平成 23 年度導入、平成 25 年度廃止

※ 廃止理由

- ・ 議会活動が負担増となり、議員の地域活動が制限される。
- ・ 議会活動時間が 1.5 倍になることから、職員の業務負担が増加し、健全な行政運営が困難となるおそれがある。

(3) 一般的に通年議会のメリット・デメリットとされている事項

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○ 突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、速やかに対応できる。 ○ 審議期間を十分に確保することができる。 ○ 議案等の提出、受理等を行える期間が長くなる。 ○ 自然閉会の懸念がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会期日数が多くなり、地域での議員活動等の時間が少なくなり、執行部も行事予定が立てにくくなる。 ○ 本会議、委員会等の開催回数が多くなり、開催経費が増加し、議会对応に当たる執行部の行政能率に影響を及ぼす。 ○ 一事不再議の原則(※)により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。
<p>「議会を招集する時間的余裕がないこと」を理由とした 専決処分ができなくなる影響</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会が審議する事件が増え、意思決定機関としての権能を発揮できる機会が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等による被害が著しく執行機関の議会对応が困難な場合でも専決処分ができない。 ○ 災害によって議会在機能が不全に陥った場合でも、一定の期間・手続を置かなければ専決処分ができない。(4) 参照)

(※) 京都府議会議事規則

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(4) 緊急事態が発生した場合のフロー図（比較）

